

## 長岡京市骨髄ドナー助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の交付)

第2条 市長は、毎会計年度予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等の提供を行った者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に市内に住所を有している者であること。
- (2) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者であること。

(助成金の額)

第4条 第2条に定める助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から90日以内に、長岡京市骨髄ドナー助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、長岡京市骨髄ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に定める交付決定通知をもって規則第9条の確定通知とみなす。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不適切と認めたときは、長岡京市骨髄ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付）

第7条 市長は、前条に定める交付決定通知後、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定に基づき、助成金を交付することとした者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（交付申請期限の特例）

2 平成27年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに骨髄等の提供を行った場合の交付申請期限は、第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から90日以内とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

長岡京市骨髄ドナー助成金交付申請書

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

長岡京市骨髄ドナー助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年	年 月 日生
氏 名		月 日	
骨髄等の提供を行った日の住所	〒		
申請金額	円		
骨髄等の提供に係る通院又は医師等との面談をした日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
骨髄等の提供に係る入院をした期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		

2 請求内容（次の口座に振込を依頼します。）

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
	フリガナ		預金種目 普通 当座
	口座名義人		口座番号

※提供者本人以外の口座には振込できません。

3 確認事項

- 私は、他の自治体等が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。
- 私は、審査に必要な情報（住民基本台帳、通院等の状況等）の提供、確認及び調査に同意します。

署名 \_\_\_\_\_

4 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) その他（ ）

様式第2号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名 様

長岡京市長 印

長岡京市骨髓ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった骨髓ドナー助成金については、次のとおり交付することに決定しましたので、長岡京市骨髓ドナー助成事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付決定額	円
-------	---

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名 様

長岡京市長 印

長岡京市骨髓ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髓ドナー助成金については、下記の理由により  
交付できませんので、長岡京市骨髓ドナー助成事業実施要綱第6条第3項の規定により通知しま  
す。

記

(理 由)